

ア ス ク

Advise and Support Care services

介護サービス相談サポートセンター
福祉サービス第三者評価機関
認知症高齢者グループホーム外部評価機関

アスクニュースレター No. 2 2

2006年11月15日

発行 特定非営利活動法人アスク
発行人 佐藤由紀子

〒325-0074 栃木県那須塩原市松浦町118-189

TEL/FAX: 0287-62-4310

E-mail: npo.asc@nasuinfo.or.jp

web: <http://www4.nasuinfo.or.jp/~asc/>

理事からのメッセージ

「評価の時代」の生き方

加藤悦雄

NPO法人「アスク」は福祉サービスの「第三者評価」を事業の一環として実施している。今の時代福祉サービスに限らず、病院・学校・行政機関等々多様なサービス分野が評価対象とされ、言わば現代を「評価の時代」と表現しても過言ではない。なぜこれほどまでに評価が広がりを見せているのか？ ひとつの回答として現代社会を2つの側面、すなわち 機能分化社会と 後期近代社会として考察し、併せて「評価の時代」の（市民の）生き方を考えてみたい。

かつての社会の形を思い起こしてみる。そこでは社会の単位である家庭や共同体等が介護・看護・食事・教育・休息など、生活に必要なはたらきを複合的に担い、人びとの暮らしと社会は保たれてきた。しかし現代社会はそうしたはたらき（機能）を多様な専門機関が担い、私たちはそれらを活用する生き方をしている（＝機能分化社会）。上手に活用するためには、何らかの目安が必要であり、評価が広がりを見せることになった。

それでは評価結果をしっかりと認識できれば、私たちは生活に必要なサービスを上手に活用し、自分らしい生き方を実現できるのだろうか？ 事はそう簡単ではない。私たちは自分が今本当に「大切にしたいこと」「大切にしたい生き方」（価値観）を知らなければ、本当に有意義（悔いのない）な選択を成し遂げることは難しい。今の時代それは神様が教えてくれることもないし、誰かの真似をすれば幸せとする時代も過ぎ去った（＝後期近代社会）。

それでは「評価の時代」を有意義に生きるために何が必要なのか？ 一点だけ指摘すると、おそらく評価結果などの情報を上手く活用するだけでなく、自分が今関心のあること/今どうしても必要なことに、思い切って参加して貴重な出来事に出会うことが大切なのではないか。福祉サービスの質に関する情報は役に立つけれど、福祉サービスを活用して「魅力的な暮らしを実現している当事者の声や姿」には、自分の生き方や価値観と対話を促すような何かが含まれている。

（アスク理事・作新大学女子短期大学部助教授・福祉サービス第三者評価者・社会福祉士）

「介護サービス情報の公表」制度のしくみ

早乙女 順子

介護保険制度は、利用者本位による適切な事業者選択を通じ、サービスの質の向上が図られることを基本理念としています。「介護サービス情報の公表」制度は、この理念を実現するため、介護保険法第115条の29に規定され、事業者に対し、「介護サービス情報」の公表を義務づけるものです。

栃木県では、介護サービス情報の調査及び公表を行う機関として、社会福祉法人栃木県社会福祉協議会（以下「県社協」）を指定しました。本制度に係る調査、公表等の実務は「県社協」が行います。

1. 公表される「介護サービス情報」の内容

公表される介護サービス情報は、事業所が提供する介護サービス内容及び事業所の運営状況に関する情報のうち、利用者が適切かつ円滑に介護サービスを利用する機会を確保するために公表することが必要な情報です。

2. 情報の公表の対象

平成18年度は、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、通所介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、居宅介護支援、介護福祉施設サービス及び介護保健施設サービスの9サービス。

3. 公表が必要な介護サービス情報

基本情報...名称、所在地、連絡先、サービス従業者の数、施設・設備の状況や利用料金などの事実情報であって、介護サービス事業所の報告内容がそのまま公表されます。

調査情報...利用者本位のサービス提供の仕組み、従業者の教育・研修の状況など、介護サービス事業所のサービス内容、運営等に関する情報であって、その事業所が公表しようとする情報に関する根拠資料（介護サービスに関するマニュアルの有無、サービス提供内容の記録管理の有無等）について指定調査機関（「県社協」）の調査員が事実確認した情報です。

「調査情報」は、【大項目】【中項目】【小項目】、「確認事項」、「確認のための材料」で構成されます。事業者の報告について指定調査機関（「県社協」）が事実確認を行った上で公表されます。

4. 介護サービス情報公表の方法

県が指定した情報公表センター（「県社協」）が運営するホームページで公表されます。

（<http://www.t-kjcenter.jp/kaigosip>）

5. 調査及び公表に係る手数料（50,000円）

調査手数料37,500円及び公表手数料12,500円はそれぞれの介護サービス事業者が負担します。

6. 情報の公表の頻度

介護サービス事業所は、1年に1回、介護サービス情報を都道府県又は指定情報公表センターに報告します。都道府県又は指定調査機関は、1年に1回、調査情報を調査した後、基本情報と合わせて公表します。

「介護サービス情報の公表」制度は質の向上につながるか？

居宅介護支援事業者（ケアマネジメントを行う事業者）が調査を受けての疑問です。

調査は書類確認だけですので2、3時間で終わる内容です。調査を受けることが決まってから作った規程やマニュアルは難なく認められました。調査で求められているのはマニュアル等の有無ですから、あればいいのです。内容にまで踏み込みませんでした。その逆に、サービス提供内容に関する事項は記録の有無ですから、サービスを実際行っているにもかかわらず記録で確認できないとダメです。例えば、以下の調査項目の場合、毎月利用者宅を訪問してモニタリングを行い利用者の要望を聞いていても「訪問」の文字が支援経過の記録用紙になかったために「訪問していないこと」になってしまいました。

「調査情報」の調査項目

大項目 介護サービスの内容に関する事項

中項目 4 介護サービスの内容の評価、改善等のために講じている措置

小項目（1）介護サービスの実施状況の把握のための取組の状況

確認事項 介護支援専門員は、少なくとも1か月に1回以上利用者の居宅を訪問し、利用者と面接している。

確認のための材料 居宅サービス計画書第6表 居宅介護支援経過又は訪問記録に、1か月に1回以上利用者の居宅を訪問し、面接した記録がある。

居宅介護支援経過の記録の抜粋

5月11日 Mさん宅にて、利用開始について打合せ。 Oケアマネ、株式会社K社Gさん同席

6月9日 住宅改修の件でMさん宅訪問。 株式会社K社Gさん同席。

上記の利用者支援経過の記録の抜粋では、住宅改修のための訪問時の記録には「訪問」の文字が書かれていますが、住宅改修のために訪問したものは該当しないと調査員に言われました。

下記の利用者支援経過の記録の抜粋では、利用に関する要望などの内容は書いてありますが、「訪問」の文字が書かれていないため「居宅を訪問し、面接した記録」は無いとされました。ケアマネは訪問することは当たり前であるので、利用打合せをしたことや要望として聞いてきた内容は記録に残しますが、いちいち“訪問して”とは書いていないのです。

居宅介護支援経過の記録の抜粋

6月16日 7月利用打合せ、モニタリング。 利用開始当初は、支援を受けることに慣れないのでかえって疲れてしまったとのこと。

9月21日 住宅改修の償還払いの申請書にMさん署名捺印。デイケアのない火曜日に言語の訓練をしたいとの希望がある。 主治医との相談の必要あり。

居宅介護支援経過の記録が無いのではなく、記録に「訪問」の文字が無いことで、この項目はできてないことになりました。何か変です。これで、サービスの質の向上が図られるのでしょうか？

（アスク理事・介護支援専門員）

アスクの活動から～福祉サービスの評価活動

- 《東京都》社会福祉法人慈生会 特別養護老人ホーム「聖ヨゼフ老人ホーム」(清瀬市)公表済み
社会福祉法人慈生会 養護老人ホーム「聖家族ホーム」(清瀬市)公表済み
とうきょう福祉ナビゲーション (<http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/>)
- 《栃木県》社会福祉法人天野会「塩原保育園」(那須塩原市)公表済み
社会福祉法人天野会「ひまわり保育園」(那須塩原市)11月末公表予定
とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構のホームページ (<http://www.tfhs.jp/>)
- 《認知症高齢者グループホーム外部評価》
医療法人渡部医院「グループホーム和(なごみ)」(那須塩原市)公表済み
W A M N E T (<http://www.wam.go.jp/>)

第三者評価を実施した感想

園の特色《キーワード》「子ども、保護者、職員が共に育ちあう」「地域に根ざした園づくり」「子どもの健やかな健康を願う」がきちんと評価されたことで、私たち職員の日々の保育が裏打ちされて嬉しいと共に、自信につながりました。この評価を創立50年の節目に慎重に受けとめ、また新しいスタートを切るつもりで進んでいきたいと思えます。

個人的には、毎日当たり前のように見ている風景、使っている施設、子どもたちとの接し方を具体的な言葉で文章として見られたことが、とても新鮮に感じられました。評価を実施する前には「自分の仕事に対し、良い評価を受けたい」と思う気持ちが強かったのかもしれませんが、自分ではなかなか見えにくいものを良し悪しではなく客観的に知ることができたこの機会は、有意義なものでした。この経験を生かし、保育の質の向上を目指したいと思えます。(塩原保育園 保育士 人見愛樹)

インフォメーション

団塊の世代の可能性 PART

主催：栃木県

日時：11月26日(日) 10:00～15:15

- 10:00～12:00 アンケート結果報告「50歳代を対象としたボランティア等に関する意識調査」
シホシム「団塊の世代の地域参画はいかにして可能となるのか!?～先駆者たちから学ぶ」
シホジスト 徳嵩淳一(杉並区区民生活部すぎなみ地域大学担当課長)
西垣寿夫(熟年式実行委員会実行委員長)
渡邊公子(NPO法人鎌倉市市民活動センター運営会議事務局長)
- コーディネーター 陣内雄次(NPO法人宇都宮まちづくり市民工房理事長)
- 13:15～15:15 ワークショップ「団塊の世代がやってくる!! あなたの地域は準備OK??～ぬるま湯
栃木の地域づくりと団塊の世代を考える～」

会場：宇都宮市東コミュニティセンター 参加費無料・定員50名・要申込

申込・問合せ：NPO法人宇都宮まちづくり市民工房 TEL 028-634-9901 FAX 028-649-5366

改正介護保険ホットライン報告書(2006.6.19～6.21)

アスクニュースレター21号で紹介した、市民による改正介護保険電話相談事業の報告書ができあがりました。必要な方はご連絡ください。1部1000円(送料込み)にてお分けします。

連絡先：FAX 0287-62-4310

E-mail npo.asc@nasuinfo.or.jp